

短期入所生活介護 桃源の郷 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人仁康会が開設する短期入所生活介護 桃源の郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 短期入所生活介護 桃源の郷
- ② 所在地 三原市小泉町4 2 5 8 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上
生活相談員 1名（常勤）
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上
機能訓練指導員 1名（常勤）
管理栄養士 1名以上
従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 10名（多床室9名、従来型個室1名）

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練

- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、別紙に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した請求書兼領収書を入所者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、三原市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 老人保健施設と併設のため、入所生活の規則は老人保健施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- ②虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤虐待を発見した場合、担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告する。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和1年7月1日から施行する。
3. この規程は、令和1年10月1日から施行する。
4. この規程は、令和2年12月1日から施行する。
5. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
6. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
7. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
8. この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 9・この規程は、令和7年4月1日から施行する。